疎対策事業債、平成 12 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AI において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO_{12} ＝ 0.0379

AO_{13} ＝ 0.0383

AO_{14} ＝ 0.0351

AO_{15} ＝ 0.0277

AO_{16} ＝ 0.0494

AO_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0505

AO_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

AO_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

AO_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03447
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04081

AO_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0379
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

AO_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0372
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426

AO_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0363

疎対策事業債、平成 12 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AE において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AK_{12} ＝ 0.0379

AK_{13} ＝ 0.0383

AK_{14} ＝ 0.0351

AK_{15} ＝ 0.0454

AK_{16} ＝ 0.0498

AK_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0336
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0506

AK_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

AK_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

AK_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0442

AK_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0382
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

AK_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0429

AK_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0364